

平成30年度に実施した「例外となる野外焼却の運用指針(案)」に対する 意見募集の概要と対応について

農家の皆様から大変厳しい多くのご意見を受け「例外となる野外焼却の運用指針(案)」は撤回しましたが、ご意見の概要と対応については下記のとおりです。なお、運用指針(案)に対する貴重なご意見を参考に、農業振興と生活環境の調和を目指した施策として「都市近郊農業支援事業」を今年度より実施することとしております。

また、今回実施する支援事業と併せて農業をテーマとした市民相互理解のための意見交換会等の開催も予定しています。これらの取り組みにつきましては、さまざまなお意見があるとは思いますが、皆様のご意見などを参考にしながら進めていくことを考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 意見募集の実施期間 平成30年10月11日 ～ 11月12日
- 2 意見の公開（取り下げ表明含む） 平成30年12月1日 ～（市ホームページ掲載）
- 3 意見の概要（全161件：重複するものもあるが、主な主旨により分類した）
 - ①三田市の独自基準を策定することに反対 35件
（害虫駆除や漏水防止等畦畔の管理上必要性がある、農作業に義務が生じる、法解釈で対応すべき、なぜ三田だけ必要なのか etc）
 - ②基準策定にあたり、その策定プロセスに問題がある 63件
（農業者の理解が得られていない、農業への理解がない、警察との調整がない etc）
 - ③基準の内容に問題がある 42件
（野外焼却の例外対象となるものが不明または拡大すべき、野外焼却を控える期間や減少させる取組みに反対 etc）
 - ④その他、質疑事項や提案に関するもの 21件
（個別事例の質問、補助金の創設、住民同士の対話が有効、なぜ急ぐのか etc）
- 4 意見に対する対応
運用指針(案)については既に取り下げておりますので、それぞれの意見に対する回答はいたしません。市に対する質問や疑問等には別途対応しますので環境創造課までご連絡をお願いします。